

特別支援教育研修会

# 校内支援体制（中学校・後期課程）について

西部教育事務所

1. 特別支援教育とは

2. 特別支援学級の教育課程

3. 指導と評価

4. 校内支援体制（特別支援学級における  
教科等の指導体制）

# 1. 特別支援教育とは

## 学びの場

- 通常の学級
- 通級による指導（在籍は通常の学級）
- 特別支援学級
- 特別支援学校

## 特別支援学級、通級による指導とは

**特別支援学級**は、小・中学校、義務教育学校において障害のある児童生徒を対象とし、障害の状態等に応じた指導を行うために特別に編成された学級です。

弱視者、難聴者、知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者及び自閉症・情緒障害者の区分に従って、**8人を上限**として編成されます。

**通級による指導**は、小中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する知的障害を除く障害のある児童生徒に対して、各教科の大部分の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた**特別の指導**を特別の場（通級指導教室）で行うものです。

**特別の指導**とは、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための**自立活動の指導**を指します。

## 特別支援学級への入級の対象

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害のある児童生徒が対象となりますが、医療機関から診断を受けているということのみで、特別支援学級の入級対象となるわけではありません。

対象となるのは、その中で、通常の学級における指導では、指導内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学ぶことに困難があり、かつ障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を系統的かつ継続的に行う必要のある児童生徒が対象になります。

(障害のある子供の教育支援の手引き 令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)  
(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

## 留意点

特別支援学級に在籍している児童生徒は、入級の対象となる障害の程度が、通常の学級での一斉の学習活動において、授業の内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもつことが難しい程度であることから、主として特別支援学級での指導を受けることが前提となっています。

(これらを踏まえ、「週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において授業を行うこと」と文科省の通知文に記載されました。)

交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要です。

参考：障害のある子供の教育支援の手引き 令和3年6月 文部科学省

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

令和4年4月 文部科学省

## 通級による指導の対象

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものになります。

**知的障害のある児童生徒は対象ではありません。**

(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

## 留意点

通級による指導の前提には、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」指導を行うことがあります。

特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導することも可能ですが、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないように留意する必要があります。

## 2. 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。

### ② 特別支援学級における特別の教育課程（第1章第4の2の（1）のイ）

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

（ア）障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す **自立活動を取り入れること。**

（イ）生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

## 知的障害者である子供の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続き例

### 特別支援学級における教育課程

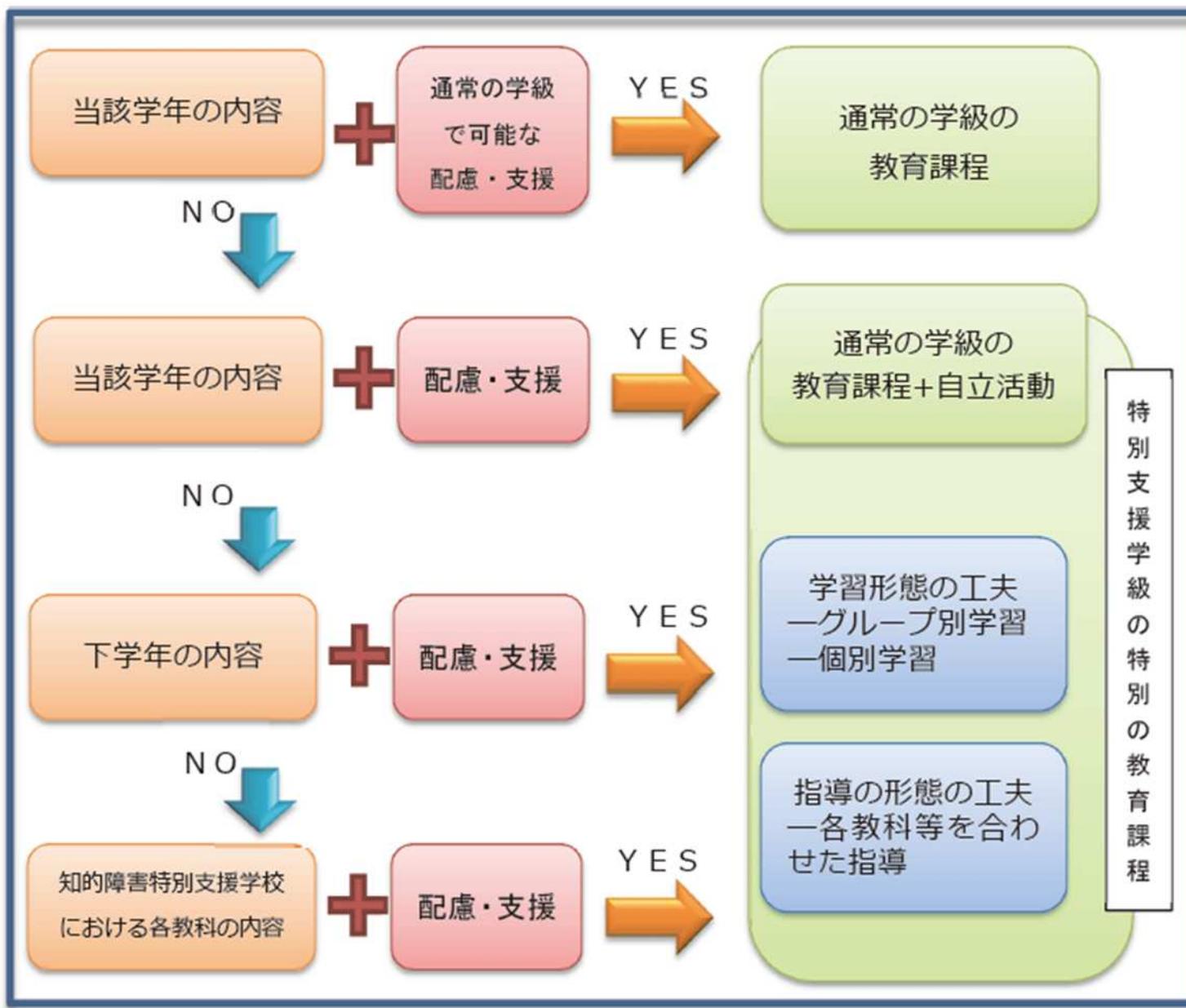
#### <各教科の目標設定に至る手続きの例>

- a 中学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
  - ・ 該当学年の各教科の目標及び内容について
  - ・ 該当学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小（中）学部の各教科の目標及び内容についての取り扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、中学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

## 「説明責任（アカウンタビリティ）」と「合意形成」

特別支援学級は、少人数で学習したり、各教科等を合わせた指導の形態があったり、交流及び共同学習として通常の学級に行ったりするなど、通常の学級とは異なった学習の形態をとっています。「うちの子に、なぜその授業が必要なのか」と保護者に尋ねられた時、学校は、児童生徒の実態に応じた、目的のある学習内容であることを説明することが求められます。

※各教科の目標設定に至る手続きについては、前ページに述べた通りですが、本人・保護者の卒業後の進路希望についても検討する材料の一つになります。また、自立活動についても、どのような目的でどのような内容を実施しているのかを説明する必要があります。



8 教育課程及び年間授業時数について	教育課程		中学校の各教科								道徳 / 特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程											合計	備考			
	生徒	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭					外国語	各教科の指導							各教科等を合わせた指導							
																国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導			遊びの指導	生活単元学習	作業学習
A	中1	105	105	140	105	45	45	105	70	105	35	50	35	70														1015		
B	中2	140	105	105	105	35	35	105	70	140	35	70	35	35														1015		
C	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	105	35	35	35	105														1015		
D																												0		
E																												0		
F																												0		
G																												0		
H																												0		

小・中学校の学習指導要領に示す各教科で編成する場合は、中学校の各教科に授業時数を記入する。

・小・中学校の特別支援学級においては、特別の教育課程を編成する場合に、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れる。  
 ・個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要がある。

8 教育課程及び年間授業時数について

教育課程	中学校の各教科										知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程										合計	備考										
	生徒 記号	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科の指導							各教科等を合わせた指導									
																国語	社会	数学	理科	音楽			美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	作業学習		
A	中1											35	50	35	70	70	55	70	35	35	35	70	35	35			140		140	105	1015	
B	中2						35	35	105			35	70	35	70	105	70	70	35								70		35	140	1015	
C	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	140	35	35	70																		1015	
D																															0	
E																															0	
F																															0	
G																															0	
H																															0	

小・中学校の学習指導要領に示す各教科で編成する場合は、中学校の各教科に授業時数を記入する。

上段と下段の授業時数について  
 ・上段には、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心として行う授業時数を記入する。  
 ・下段には、自立活動の指導を各教科等を合わせた指導として行う授業時数を記入する。

( ) の時数の合計は、各教科等を合わせた指導の時数と同じ。

## 自立活動の教育課程上の位置付け

### 小学校

通常の学級

各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動
-----	-----	-------	-----------	------

特別支援学級  
通級による指導

各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
-----	-----	-------	-----------	------	------

### 中学校

通常の学級

各教科	道徳科	総合的な学習の時間	特別活動
-----	-----	-----------	------

特別支援学級  
通級による指導

各教科	道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
-----	-----	-----------	------	------

※自立活動において授業時数の標準を示されていないが、児童生徒の実態に応じて適切な授業時数を確保する

## 特別支援学級の免許状

	中学校						
	免許状に定められた教科	免許状に定められていない教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	特別支援学級・通級	特別支援学級・通級の自立活動
小学校の教員免許状	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	○	×	○	○	○	○	○
高等学校の免許状	▲	×	×	▲	×	▲	×

特別支援学級の担任、通級指導教室の担当ができる

## 特別支援学級の免許状

知的障害の有無	編成する教育課程	特別支援学級での授業		
		教科の指導	教科等を合わせた指導	自立活動
知的障害のない	<ul style="list-style-type: none"> <li>準ずる教育</li> <li>・ 学年相当</li> <li>・ 下学年</li> </ul>	当該教科の免許状が必要	/	特別支援学校教諭免許状不要
知的障害のある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下学年</li> </ul>	当該教科の免許状が必要	/	特別支援学校教諭免許状不要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害特別支援学校の教科</li> <li>・ 合わせた指導</li> </ul>	当該教科の免許状が必要 ※特別支援学校教諭免許状(知的領域)があれば指導可能	当該教科の免許状が必要 ※特別支援学校教諭免許状(知的領域)があれば指導可能	特別支援学校教諭免許状不要

### 3. 指導と評価

Q. 障害のある児童生徒の学習評価について、どのようなことに配慮すべきですか。

A. 学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒の学習評価についても変わるものではありません。このため、障害のある児童生徒については、特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。

(「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料)

○基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を適切に設定するなど、効果的に指導する必要があります。

Q. 指導要録の記載についての留意点はどのようなものがありますか。

A. 指導要録の様式については、各市町教育委員会において定められています。

評価については、個々の教育課程に応じて記載することになります。

学習する場（通常の学級で交流及び共同学習として学習している、特別支援学級で学習している）によって記載する欄が変わるもの  
ではありません。

## 留意点

特別支援学級に在籍している児童生徒は、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるようにします。

知的障害特別支援学校の教育課程を参考にした場合には、各教科の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述します。

障害のある児童生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能となりました。

## 留意点

知的障害特別支援学級に在籍しているというだけで、文章記述での評価になるものではありません。

また、各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）については、合わせた各教科の目標に準拠して（教科ごとに）記載する必要があります。

（「特別支援学校学習指導要領解説 各教科編P35」）

## 4. 校内支援体制（特別支援学級における教科等の指導体制）

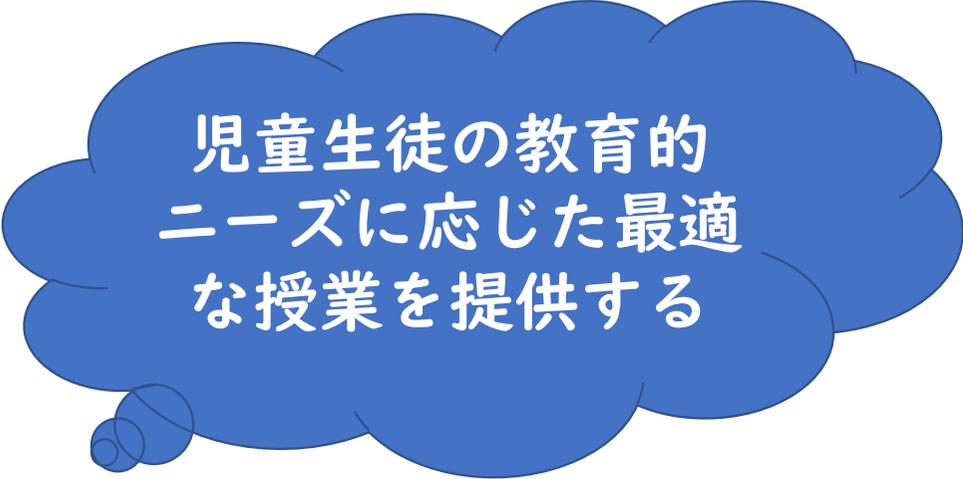
### 指導体制を検討する前に行うこと

- 小学校との引継ぎを確実に行う  
（教育課程、進捗状況、習熟状況、交流及び共同学習の教科等）
- 本人・保護者の希望を聞き取る  
（特に進路）
- 教育課程を編成する
- 本人・保護者に説明する  
（合意形成を図る）

## 4. 校内支援体制（特別支援学級における教科等の指導体制）

指導体制を検討するにあたって

- 特別支援学級は、一つの学級である（異学年複数在籍が基本である）
- 自立活動を取り入れる（授業時数の標準は定められていないが、各教科等の学習保障を確実に）
- 教育課程と保有免許を照らし合わせる
- 学校規模等に応じて柔軟な体制を検討する



児童生徒の教育的  
ニーズに応じた最適  
な授業を提供する

## 4. 校内支援体制（特別支援学級における教科等の指導体制）

### <事例Ⅰ>

#### A中学校

学年：1年6学級、2年5学級、3年6学級（全17学級）

特別支援学級：7学級

特別支援学級担任免許：数学、社会、国語、英語2人、家庭、保体

- ・ 特別支援学級担任で国語・社会・数学・理科・外国語をできるだけ指導できるように配置している。
- ・ 国語、社会、数学は一人の教員が3学年分担当。
- ・ 理科については、年度初めに、必要な時数を提示し、特別支援学級担任以外にお願いをしている。
- ・ 数学でも、特別支援学級担任で指導できない分については、年度初めに通常の学級の数学担当の教員に割り振りをしている。

## 4. 校内支援体制（特別支援学級における教科等の指導体制）

### <事例Ⅰ>

#### A中学校

学年：1年6学級、2年5学級、3年6学級（全17学級）

特別支援学級：7学級（知的1、自情4、病弱1、難聴1）

特別支援学級担任免許：数学、社会、国語、英語2人、家庭、保体

- ・ 特別支援学級担任で授業がまわせるように
  - 10月に該当小学校の6年生を見学。
  - 小学校は、12月前半に中学校での支援について保護者との面談。
  - 12月に該当小学校より情報提供。特別支援学級で授業を受ける教科等や支援状況について把握。
  - 12月に特別支援教育コーディネーター等が、学校長に次年度、特別支援学級での各教科における必要な指導時数を提示。

## 4. 校内支援体制（特別支援学級における教科等の指導体制）

### <事例2>

#### B中学校

学年：1年2学級、2年3学級、3年2学級（全7学級）

特学：5学級（知的1、自情3、病弱1）

特学担任免許：音楽、美術、英語、家庭、理科

- ・ 特別支援学級でも、教科担任において対応できるように、全職員が同じ方向を向いて取り組んでいる。
- ・ 中学校では、5教科（国語、数学、社会、理科、外国語）については、特別支援学級で学ぶことを事前に保護者に伝え了承を得ている。

高校進学を目指す生徒についても、特別支援学級で、障害の特性に応じた学びを少人数で行った方が適切だと考えている。

## 4. 校内支援体制（特別支援学級における教科等の指導体制）

### <事例2>

#### B中学校

学年：1年2学級、2年3学級、3年2学級（全7学級）

特学：5学級（知的1、自情3、病弱1）

特学担任免許：音楽、美術、英語、家庭、理科

- ・ 時間割を作成するにあたって
  - 通常の学級と特別支援学級を分けて考えるのではなく、同じ学年のクラスとして（全12クラス）考えて、担当の先生を入れるようにしている。
  - 職員にも少し多くの授業を受け持つ必要が出てくるため、共通理解を図る必要がある。

## 4. 校内支援体制（特別支援学級における教科等の指導体制）

### <事例3>

#### C中学校

学年：1年2学級、2年2学級、3年3学級（全7学級）

特学：3学級（知的1、自情2）

特学担任免許：保体、家庭、音楽

①

- ・ 特別支援学級の担任以外の先生方も、特別支援学級での教科担任による指導について共通理解。
- ・ 1年生、2年生については、5教科（国語、社会、数学、理科、外国語）を、3年生については、3教科（国語、数学、外国語）を特別支援学級で学ぶようにして、学年ごとにそろえて対応。

その他の教科についても必要な生徒はいるが、対応が難しい面もある。

## 4. 校内支援体制（特別支援学級における教科等の指導体制）

### <事例3>

#### C中学校

学年：1年2学級、2年2学級、3年3学級（全7学級）

特学：3学級（知的1、自情2）

特学担任免許：保体、家庭、音楽

- ②
- ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級（1年3名、2年3名、3年名）については、複式学級で授業を行い、その場合、2人体制で指導（T1が教科担当、T2は教科担当ではない教員が対応）
  - ・ 先生方にもこれまでより多くの授業を受け持ってもらう必要があるため、共通理解を図っている。



①、②のような体制を組むことで

・ 昨年度と比較すると、生徒の学力も伸び、落ち着いている。

## <自己研鑽のための参考資料>

### 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (NISE)

- ・特別支援教育の基礎・基本
- ・障害種別の研究
- ・実践事例
- ・特別支援教育教材ポータルサイト 等

また、

- NISE 学びラボ(インターネットによる講座配信)
- 発達障害教育推進センター(発達障害の理解・支援 等)
- インクルDB(「合理的配慮」実践事例データベース)
- 特別支援教育リーフシリーズ(まずはここから① 等)
- すけっと(知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット)

など 多数の資料が掲載されています。

この研修についての質問は、SEI-NETメールにて受け付けます。

宛先：西部教育事務所

※CCに管理職の先生をつけてください。

※質問等に関しては、市町教育委員会と共有します。

## バックアップ

事務所員が直接訪問させていただき、学校の様々なニーズにお応えします。まずは、お電話でご相談ください。また、西部教育事務所HP内の「バックアップ要請書」をご覧ください。